

豊丘村農業委員会会議録（11月）

1 開会日時 平成23年11月21日（月）午後1時30分～午後4時10分

2 開会場所 役場2階全員協議会室

3 出席者

△ …遅刻

× …欠席

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小椋 正敏	○	11	菅沼 和明	○
2	片桐 孝男	○	12	木下 英章	○
3	栗澤 直人	○	13	福澤 美枝子	○
4	毛涯 潤	○	14	宮下 廣美	○
5	酒井 秀紀	○	15	森田 賢一	○
6	丸岡 文雄	○	16	菅沼 義人	○
7	木下 ゆかり	○	17	片桐 信夫	○
8	市澤 京子	○	18	平澤 みはる	○
9			19	原 道弘	○
10	壬生 雅穂	○			

4 参与者 普及センター 小原 営農センター 塩沢

5 事務局 片桐・堀本・宮島

6 議事 別紙のとおり

7 閉会時刻 午後4時10分

議長 _____

署名委員

14番 _____

15番 _____

議 長	<p>会長あいさつ</p> <p>TPP 問題にいたっては、残念ながら参加の方向。強行はたいへん残念。農は、我が命。農業に日のあたる政治を期待する。本日 5 時から建議を行ないます。</p>
	<p>議事録署名委員 14 番・15 番を指名。</p>
事務局	<p>それでは議事に入ります。議案（1）農地法に基づく許可申請の審議を行ないます。農地法第 5 条の規程による許可申請No.14 を上程いたします。事務局説明願います。</p>
	<p>農地法第 5 条No.14 転用事由：集会所用地 消極的 2 種農地</p>
議 長	<p>面積：107 m²</p>
	<p>担当は、私ですので補足説明をいたします。</p>
	<p>場所は、議案書 2 頁の地図にあるように既に出てきている西部の集会所であります。この施設は、平成のはじめに出来上がっていますが、村からの補助があった時代に西部の外、上垣外、中宮、胡芝も建設されております。西部にあつては、宅地として登記されていないことが分かったもので、今までは、地主からの賃貸借でありましたが、この度西部自治会が購入するということ</p>
	<p>で所有権移転の話がまとまったものであります。過去の集会所は、地図にある平さん宅上の位置にあつたわけですが、進入路もなく非常に不便でありました。事後報告となり、追認許可申請ということで全く遺憾ではあります、周辺農地の状況を含め、やむを得ないと判断しました。ご審議をよろしくお願ひします。</p>
17 番	<p>何かご質問はございませんか。</p>
事務局	<p>自治会で購入と言うことであるが、自治会の名で購入できるのですか。</p>
	<p>ご承知のとおり、以前は出来ずに代表者個人の名義や共有名義で登記され、名義変更や相続など財産上の問題が生じていました。こうした問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法が改正され地区会などの地縁による団体で、村長の認可があれば「法人格」を取得できるようになり、自治会の名義で不動産登記ができるようになりました。なお、現在村内には、10 自治会が認定されています。西部自治会もこの度認定を受け、西部自治会として申請されました。</p>
	<p>1 集落 1 つであり、隣組単位では認められません。</p>
3 番	<p>今までは、賃貸借であったのですか。</p>
議 長	<p>今までは、賃借料を支払っていたのですが、金額が高かったので購入が検討されたようです。当時村が半分負担してくれ、条件が良かった時代に建設された集会所ですが、当時の資料もなく、また、請け負った会社も火事に遭い書類も焼失してしまったようです。現状は、沼田を埋め</p>

	<p>上げ、石積みを行い建設されています。事前着工には厳しい指導をという事例も過去にありましたが、20年以上前のことで、今ではどうにもなりません。当然指導はいたしました。</p> <p>その他に質問、意見はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案農地法第5条の規定による許可申請No.14は、知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案(2)農用地利用集積計画の策定について審議を行いません。事務局説明願います。</p>
事務局議 長	<p>農用地利用集積計画朗読 利用権設定 新規13件、継続6件 合計面積42,967㎡</p> <p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で認められました。</p>
事務局	<p>続きまして、(3)農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について審議を行いません。事務局説明願います。</p> <p>資料説明…平成22年1月から12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当り)は、資料のとおりです。なお、決定による広報誌への情報提供は1月号(12/20発行)へ掲載の予定です。</p>
16番	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>使用貸借件による権利設定が増えている状況を世間一般に理解をいただくために、使用貸借件の件数を掲載してはいかがでしょうか。</p> <p>(賛成意見の声多数)</p>
19番 事務局	<p>契約のなかった区分が空欄であるのは、いかがでしょうか。</p> <p>昨年と同様に前年度分を()書きで記載してもよろしいでしょうか。</p> <p>(賛成意見の声多数)</p>
3番	<p>小渋負担金、水利権の負担等年貢を支払う時期になると地主、借主どちらが負担するのかという相談を受けるが、一般的にはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>一般的には、小渋負担金は、地主。水利権(水使用料)は、借主負担ということになり、賃借料と水使用料が借主負担となっているようであるが、地区によって異なるようだ。地区によっては、賃借料の中に使用料も含まれており、その土地に係る賦課金は全て地主が負担している地区もあります。で</p>

<p>議 長</p>	<p>すから、契約の際に負担者や農地管理にかかる出益者を定め、契約書に記載しておく必要があると思います。</p> <p>ほかに、何か質問、意見のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>賃借料情報には、使用貸借権件数の項目を新たに設け、空欄の箇所には、『() はデータがないため、21年度の引用です。』として前年度の平均額を記載することとし、広報等への掲載について、本案件原案通り認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、1月号広報誌(12/20発行)に掲載をお願いします。</p> <p>続きまして、議案(4)平成24年度豊丘村農業施策に関する建議について審議を行ないます。</p> <p>前回の委員会において、ご協議をいただき修正をした建議書は、議案書のとおりであります。何かご意見等ございませんでしょうか。</p>
<p>10番 議 長</p>	<p>理事者による建議についての回答を是非農業委員会の席でお願いしたい。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>口頭でも、特に遊休農地化を防ぐために、一般の農業者であっても利用権設定更新時に補助金が受けられるよう農地保全耕作推進事業の拡大や、柿の落葉病対策に取り組んでいただくこと、そして回答は、農業委員会の席で直接いただくことをお願いして参ります。</p> <p>本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で認められましたので、本日委員会終了後に役員で理事者へ提出をいたします。</p>
	<p>以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。</p>